

の邊より日中鼠影敷集り、人々追拂ひける處、尙々多く集り、甚だ奇怪成事に付、町會所へ届に及ぶ。といふ事見たり。按ずるに、鼠の怪異は、是よりさき能登口郡にもあり。年譜に云ふ。元文二年二月能州鹿鳴羽咋之郡地鼠影敷出で、山々木の根・笹之根等を喰荒す。凡三百八・九十村鼠之害を蒙る。後には牛・馬をも喰ひ、爲に斃候由。其の鼠之形容、常之鼠よりは足短く、毛色も種々有之、黄色・斑毛・虎生も有之。於一宮祈禱有之處、何方へ散じ候哉相止む。或は云ふ。海中より上りたりといへり。

○菓子商井波屋傳

井波屋は、越中井波より出で、此の地に開店して、干菓子を製造す。是金澤に於ける干菓子の本家なりといへり。傳説に云ふ。井波屋が元祖は越中國婦負那八尾の住人にて、其の始祖は南朝の時勤王たりし楠の一黨、菊井左馬助といふ人の後裔なり。數代八尾に土着せし處、後同國礪波郡井波へ移住して、干菓子の製法を習ひ得て菓子商賣をなしかる處、利常卿の時井波より菓子師を召されしに、召に應じ金澤へ出で、御用の菓子を製造し、直に金澤に居止り、

此の地に菓子店を開き、井波屋と稱し、井波落雁等の干菓子を製造す。是金澤に於て干菓子商店の起原なりといへり。貞享年中に綱紀卿より御尋ねに付書上げたる由緒書の扣をば、後々まで家藏すと云ふ。其の家文化年中まで連続せしかど、後零落し、家・商賣共小倉屋清右衛門と云ふ者へ譲り退去す。小倉屋も亦零落して、家・商賣共米屋與三次と云ふ者へ譲り、世々菓子店なりしかど、維新の際家屋を毀ち、明治廿三年伊勢神宮を後地に勧請して、今は其の遺跡もなし。井波屋が子孫は、井波屋多四郎と稱し、今町に中買商賣をなし居たりしかど、今は其の子孫詳かならずといへり。抑、干菓子は、越中井波の名産にて、文政五年郡方より書出したる越中産物品書上帳にも、御所落雁井菓子礪波郡井波町に出来仕るとあり。御所落雁は、干菓子の最上なるを稱し、其の形は糸巻なり。故に井波の糸巻落雁とも呼べり。然るに彼の井波屋の先代金澤へ出で、初て御所落雁を製造し、其の形を墨形になしたり。故に墨形落雁と呼び、他國にては加賀の落雁と呼びて、金澤の名産とせり。狂歌日本風土記に、

越路よりみやげの筥のうへにまで

文字を見せたる加賀の落雁

葎の屋八重丸

眞白なる雪はふれども墨形に

文字をば見する加賀の落雁

梅花垣

自餘略之。

○手判問屋

舊藩中は金澤通行の他國旅人、越中境關所通行の過書をば、金澤町奉行より指出す規則にて、右過書の取次所を手判問屋と稱し、金澤中に七人居たり。白山屋小兵衛・礪屋八郎平以下多分石浦町に居住し、各居宅に於て渡しけり。元祿十五年十二月藩主綱紀卿より尋ねに付、金澤町奉行より官上書に、

當町手判問屋七人、先年は旅人御關所通切手乞申時分、旅人より請合賃を問屋共方へ取候而、町奉行へ及斷、通切手を受取、旅人々相渡候。然所、寛文八年より、向後右之賃銀取申問敷出、年寄中より申渡指止申候。左候へば問屋共

半紙を費し、商賣にもつかへ申儀に御座候故、登人に五百目宛毎年被下之候。

十二月九日

湯原主膳

小塚八右衛門

又町會所横目・肝煎諸事留帳に左の如くあり。

當町方之女御手判被下候時分、向後兩御奉行所御連判に而被下管に候條、組合中より御請證文は、何月何日に罷立申度旨、四・五日以前に指上可申候。亥九月朔日より、右之通可相心得旨被仰渡候事。

八月廿四日 寶永四年也。

他國々、御當地町方之者、御手判を申請罷出候節、与合中御請合證文に何方罷越申候旨、委細に書載可申旨、被仰渡候事。

子四月十四日 享保五年也。

境關所通行方定書

一、人持之与頭并前田三左衛門、今枝民部、前田丹後家來御關所通候刻、主人之過書。但主人他國御供使に參、不有合節者、兼而判鑑遣置候家來之者、以手形可被相通事。